



しんくみ東海北陸健康保険組合便り

連絡先：〒453-0015
愛知県名古屋市中村区椿町3-21
電話：052-451-0291 FAX：052-453-3770



令和8年度雇用関係助成金の主な見直しについて

◆人材確保や人材育成に関する見直しを予定

厚生労働省の雇用関係助成金は、毎年見直しが行われます。令和8年度の雇用関係助成金においては、人手不足が続いていることを踏まえ、人材確保や人材育成に関する見直しが予定されています。

◆65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)

事業主が段階的に高年齢者の雇用推進措置を講じた場合にも助成を受けられるよう、1事業主当たり1回限りとしていた取扱いが廃止されます。

また支給額は、現行の10万円～160万円から15万円～240万円に変更されます(継続雇用制度の導入については、希望者全員を対象とする措置を講じた場合に助成額を増額して支給)。

さらに、「他社による継続雇用制度」の導入について、定率の助成から定額の助成に変更し、16万円～105万円が支給されるようになります。

◆高年齢者無期雇用転換コースの見直し

対象となる高年齢の有期契約労働者について、期間の定めのない労働契約を締結する労働者へ転換した場合に、有期契約労働者1人につき23万円(中小企業は30万円)だった支給額が、1人につき30万円(中小企業は40万円)に変更されます。

◆人材開発支援助成金人材育成支援コースの拡充

45歳以上の労働者を対象とした訓練が、助成対象に追加されます。OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を実施し、訓練修了後、訓練受講者の賃金が5%以上増額しているなどの要件を満たす場合に、所定額の支給が受けられます。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が改正されました

内閣官房と公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を令和8年1月1日付け

で改正しました。

◆改正のポイント

令和8年1月からの「中小受託取引適正化法」(以下、「取適法」という)等の施行に伴い、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨の明記等がなされました。

◆本指針の性格

本指針は、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針であり、12の行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会により独占禁止法および取適法に基づき厳正に対処されます。一方、記載された発注者としての行動をすべて適切に行っている場合は独占禁止法および取適法上の問題は生じない旨、明記されています。

◆改正後の12の行動指針(採るべき行動/求められる行動)

(発注者)

- ① 本社(経営トップ)の関与
- ② 発注者側からの定期的な協議の実施
- ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

(受注者)

- ① 相談窓口の活用
- ② 根拠とする資料
- ③ 値上げ要請のタイミング
- ④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

(双方)

- ① 定期的なコミュニケーション
- ② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

特定技能・育成就労の分野別運用方針が閣議決定されました

政府は、令和9年4月からの特定技能および育成就労制度に関し、「特定技能の在留資格に係る制度の運

用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(以下、「分野別運用方針」という)を1月23日に閣議決定しました。分野別運用方針のポイントは以下の通りです。

◆対象分野と受入れ見込数

対象分野は、特定産業19分野、育成就労産業17分野で構成され、リネンサプライ、物流倉庫、資源循環が新たに追加されます(自動車運送業・航空は特定産業のみ)。これらは人手不足が特に深刻として、分野ごとに受入れ見込数(上限として運用)が示されました。全体の受入れ見込数は、特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人の合計123万1,900人(令和11年3月末まで)です。

◆日本語能力の水準

日本語能力の水準は、育成就労開始時は日本語A1相当(または同等の講習受講)、1年経過時はA1相当以上、本人意向による転籍時はA2.1相当以上、育成就労終了(特定技能1号相当)時はA2.2相当以上、特

定技能2号ではB1相当以上が目安です。

分野によって上乘せもあり、例えば自動車運送業(バス・タクシー)では、原則日本語B1を求めますが、日本語サポーターの同乗など一定の条件を満たすとA2.2まで引下げ可能です。

◆転籍、上乘せ基準

育成就労制度では本人意向による転籍が認められており、当面は分野ごとに1～2年の転籍制限期間があります。ほかに、制度の適正性を確保するため、特定の分野で上乘せ基準(事業者の範囲の限定(許認可等)などの追加要件)を設けています。なお、運用要領は追って公開される予定です。

「労働時間規制の緩和」～エン転職アンケート

◆約6割が肯定的に評価

労働時間規制緩和に対する印象については、57%が「良いと思う」(「とても良いと思う」18%、「良いと思う」39%)と肯定的に評価しました。良いと思う理由は「労働時間の希望を実現しやすくなるから」が57%でした。